

マイナンバーカードをつくりませんか

マイナンバーカードの申請や受け取り、電子証明書更新の手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。

●6月休日窓口開設日

日にち 6月12日(日)・26日(日) **時間** 8時30分～12時(受付は11時45分まで)

マイナンバーカードに関する窓口は、**予約制**になっています。

平日(月～金曜日) 8時30分から17時15分までに電話にて予約をお願いします。



●持ち物

<カードの申請> 通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード
(お持ちの人のみ)、本人確認書類

<カードの受け取り> 上記のものに加え、交付通知書(はがき)

<電子証明書の更新> マイナンバーカード、電子証明書の暗証番号がわかるもの

※**必ず本人が窓口にお越しください。**

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※カードの申請および受け取りの時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

次の窓口開設日は、7月3日(日)・24日(日)です。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町のホームページでご確認ください。

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104

年金加入の手続きはお済みですか？

60歳未満の人で、自身や配偶者(夫または妻)が会社を退職した時には**国民年金加入の届出が必要**です。国民年金への加入の届出を忘れると、年金を受けられない場合や、将来に受給できる年金額が少なくなる事がありますので**必ず届出をしてください。**

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金加入の届出をする (扶養されている配偶者も同様)	町役場
配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金加入の届出をする	町役場
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	配偶者の扶養につく届出をする	配偶者の勤務先
扶養についている配偶者が会社を変わったとき		配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入の届出をする	国内に協力者がいる → 町役場 国内に協力者がいない → 大垣年金事務所
	国民年金をやめる届出をする	町役場
海外から転入したとき (厚生・共済年金加入者を除く)	国民年金加入の届出をする	町役場 (配偶者の扶養につく場合は配偶者の勤務先)

町役場での届出では年金手帳または基礎年金番号通知書、年金・健康保険資格喪失証明書または離職票が必要です。不明な点があれば、**事前に届出先に確認してください。**

年金と健康保険は別の制度になります。60歳未満の人であれば会社の健康保険に任意継続する場合でも国民年金の届出は必要になるので必ず届け出てください。

☎ 大垣年金事務所 ☎ 78-5166
住民環境課 ☎ 32-1104